

認知症地域支援推進員の配置について（案）

1 目的

医療機関や介護サービス及び地域の支援機関をつなぐコーディネーターとしての役割を担う認知症地域支援推進員を配置し、当該推進員を中心として、認知症（もの忘れ）相談事業や認知症介護相談事業における医療と介護の連携強化や、地域における支援体制の構築を図る。

2 配置

高齢者相談センター（本所）4名＋認知症対策係1名

以下の要件を満たすもの1名以上。

- ① 認知症の医療や介護における専門的知識及び経験を有する医師、保健師、看護師、作業療法士、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士
- ② 上記①以外で認知症の介護や医療における専門的知識及び経験を有する者として自治体が認めた者（認知症介護指導者養成研修修了者等）

3 業務内容

認知症対策係

- ・ 認知症の人ができる限り住み慣れた環境で暮らし続けることができるよう、認知症施策や事業の企画調整等

高齢者相談センター本所

- ・ 認知症の人やその家族の相談への対応、必要に応じて認知症（もの忘れ）相談事業（訪問相談含む）や認知症介護相談事業につなぐ
- ・ 認知症の人やその家族が、状況に応じて必要な医療や介護等のサービスが受けられるよう関係機関へのつなぎや連絡調整の支援